

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	新温泉町

新温泉町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 新温泉町農林水産課
所在地 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1
電話番号 0796-82-5626(直通)
FAX番号 0796-82-3054
メールアドレス hirokazu_iwagaki@town.shinonsen.hyogo.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・クマ・アライグマ・カラス・カワウ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	新温泉町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	スイトウ	1,663千円、1.38ha
	野菜(マメ類、イモ類、カボチャ)	925千円、0.8ha
シカ	ケヤキ、ヒノキ、スギ	290千円、0.50ha
サル	野菜(トウモロコシ、ササゲ)	128千円、0.10ha
クマ	ナシ	6,789千円、1.50ha
カラス	野菜類(トマト、トウモロコシ、スルメ)	814千円、0.27ha
アライグマ	ササゲ等	、0.00ha
カワウ	ヤマ・サの稚魚等	、3.5 t

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

本町の約83% (200 k m²) は山林で、豊かな自然環境を有する中山間地域である。その一方で、過疎・高齢化が深刻で、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は29.7%となっている。町民の38.1%が農業従事者であるが、自給的農家が年々増えており、現在は全農家戸数の35.3%を占めている。また、販売農家の88.2%が1 ha未満の小規模農家で、典型的な中山間地域農業の特徴を有している。したがって、過疎・高齢化の進行と農業の衰退が耕作放棄地を増加させ、これが野生動物の新たな生息環境を作り出す悪循環に陥っている。

特に被害が深刻なのはイノシシとクマである。イノシシは主として水稻に被害を与え、その被害金額は平成11年には約1,700万円となった。その後の被害対策の推進により平成18年度は100万円程度まで減少したが、平成19年度は約300万円と再び増加の傾向となっている。そして、農地の畦や水路、法面等の農地関連施設がイノシシの掘り返しによって大規模に崩壊するケースも頻繁に見られており、被害金額には表れてこない被害が、農業の衰退を加速させる結果となっている。

近年、農林業被害金額が増加しているのはクマである。主に本町の特産物であるナシの食害が深刻で、平成18年度にはその被害金額が1,000万円を超えている。また、集落内を徘徊し、庭先の家庭果樹にも被害を与えるなど、住民に対する精神的被害も多く報告されている。本町におけるクマの目撃数は年によってバラつきがあるものの、最も多かった平成16年では69件報告されており、奥地森林での堅果類の豊凶次第では今後更なる軋轢が発生する恐れがあると考えられる。

カラスについては、果樹園や豚舎などの特定の場所での被害が問題となっているほか、町全域で畑作を中心とした被害が発生している。被害の拡大傾向はみられないが縮小はしておらず、被害が深刻な場所を中心に対策を進めていく必要がある。

アライグマについては、平成18年頃から市街地での生息が確認されており、特定外来生物法に基づく防除計画を立てて、捕獲等の取り組みを行っているところである。現在は定着の初期段階と考えられるが、今後急速に被害が拡大する恐れもあり、早期に被害を終息させることが目標である。

サルについては、数頭のはぐれ猿による畑作物を中心とした被害が発生している。しかし、最近の傾向として、集落内(市街地)での出没が激増しており、人に対して恐れるどころか威嚇する行動をする個体もあり、保育園・幼稚園・小学校周辺での不安が大きくなっている。

カワウについては、岸田川漁協の調査によると、岸田川水系での生息は47羽とみられており、研究機関の調査によるとカワウの食量は1日・1羽が約500gであることから、1シーズン(11月~3月)の食害は約3.5t(500g×47羽×5ヶ月×30日=3,525,000g 3.5t)の計算となる。かねてからヤマメ・サケの放流事業直後の稚魚に対する被害が発生しているが被害額等の推計は難しく、ヤマメについては半数以上が被害にあっていると考えられる。しかし、近年では年間を通した被害が見られるようになっており、アユ等今後更なる被害の拡大が懸念されている。

本町において、今後の被害拡大が最も懸念されるのはシカである。シカは平成16年度に約11万円の被害が発生しただけであるが、本町南部から侵入し、分布域が年々拡大している。被害金額には計上されていないが、植林したケヤキなどの広葉樹に対する食害が報告されており、森林にたいする被害が拡大している傾向が見られる。このまま分布域の拡大や個体数の増加が続けば、被害が爆発的に増加する恐れがあり、早急に対策を講じる必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(平成19年度)	目標値(平成22年度)
イノシシ被害	2.10 ha	1.70 ha
シカ被害	0.50 ha	0.40 ha
サル被害	0.10 ha	0.08 ha
クマ被害	1.50 ha	1.20 ha
カラス被害	0.30 ha	0.24 ha
アライグマ被害	0.00 ha	0.00 ha
カワウ	3.5 t	2.8 t

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>新温泉町有害鳥獣捕獲班により捕獲事業を実施し、鳥獣捕獲及び処理を行っている。</p> <p>イノシシについては、町単独補助事業により捕獲柵(檻)の導入助成(町が経費の1/2以内を補助)を行い有害捕獲を実施。地元が中心となって捕獲柵(檻)の管理を行っており、捕獲後は止め刺しを捕獲班員が行い、処理については地元が行っている。(処理は、主として食用として利用しているが、処分ができない場合は、町施設での焼却処分を行っている。)</p> <p>シカについては、森林部での樹木の被害が主であるので、植林木への保護柵の設置や防護柵の設置を行っている。山林部での捕獲は行っていないが、里山に出没するものについては、イノシシの捕獲に併せて檻捕獲を行っている。</p> <p>クマについては、兵庫県第2期ツキノワグマ保護管理計画に基づき防御、追い払い等の効果が期待できない場合に捕獲を行い、初回については学習放獣している。特に果樹園(梨園)の被害は甚大であり、捕獲檻設置により、平成16年度には5頭の捕獲をして、全て学習放獣を行っている。</p> <p>サルについては、出没地域の住民と協力して、花火による追い払いを行ってきた。</p> <p>カラスについては、甚大な被害時ににおいて、銃による一斉捕獲を行ってきた。</p> <p>カワウについては、稚魚の放流時に併せ、銃による一斉捕獲を実施して被害防止を図ってきた。</p> <p>アライグマについては、出没に併せて捕獲班による直接の捕獲活動や、捕獲檻の設置を行ってきた。</p>	<p>猟友会員の高齢化と平日に活動できる人材の確保が困難となっている。</p> <p>毎年捕獲頭数が増加しているため捕獲費用増となり町の財政を圧迫しつつある。捕獲檻が耐用年数を経過し補修が必要となっており、地元の負担となっている。町内各地区等が、捕獲柵(檻)を管理する者(狩猟免許保有者)の育成が進んでいないため管理者の不足が問題となっている。</p> <p>シカについては、序々に頭数が増えており、農地への被害拡大が懸念されている。被害拡大防止のため、山林部での捕獲活動の実施や、農地被害防止のための電気柵のシカ対応への更新(高さの高いものに変更する必要がある。)または、シカ用防護柵の設置が必要となりつつある。</p> <p>クマについては、専用の捕獲檻での捕獲を行っているが、放獣用に別途檻が必要であり、檻の不足が課題となっている。そして、放獣後の個体については、調査を行い放獣の効果について検証する必要性が生じている。また、近年住宅の庭等に出没や小学生の通学路での昼間の出没が発生し、住民の大きな不安となっており、その対策についても検討する必要がある。</p> <p>サルの出没は広域で、地域が確定できないうえ人間に馴れて、花火による追い払いの効果がなくなってきた。新しい追い払い策(エアガンや轟音玉)の検討や捕獲檻による対策が必要となっている。</p> <p>カラスによる梨園・豚舎の被害は増加傾向にあり、銃による捕獲行為もできないため、捕獲檻の必要性が生じている。</p> <p>カワウの生息数は増加傾向にあり、被害も増加している。わな等も含めての総合的な対策を講じる必要がある。</p> <p>アライグマについては、民家内等に住み着くため、同時に多くの檻が必要となることがあり、檻の不足が課題である。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシについては、町全体の対策として、町内各地区農会等が防護柵(電気柵等)の資材を購入するとき、町が経費の1/2以内を補助し、設置を推進してきた。</p> <p>集団での広域設置を実施しており、被害地域については、概ね設置している。</p> <p>防護柵の設置については、冬期の積雪が1m程度あるため、雪害による維持管理が困難で、電気柵による防護柵が主流となっている。</p> <p>クマについては、兵庫県の緑税を活用した野生動物育成林整備事業により、モデル事業的に強度間伐実施等による、人と動物との棲み分け、緩衝帯(バッファゾーン)設置に向けた事業を平成18～19年度に中辻地区(30ha)で行ってきた。そして、平成20年度からの竹田地区(30ha)実施に向けた調整を行っている。</p>	<p>電気柵設備の老朽化による更新期となっているが、設備更新の補助施策等がなく、農家の大きな負担となっている。</p> <p>また、シカに対応する必要性が生じた場合全て更新する必要があることから、シカ被害に対しては特に注視する必要がある、捕獲等による個体数調整の成果が今後の防護柵対策を左右することとなる。</p> <p>クマについては有効な防護柵の設置ができておらず、特に果樹園等においては、電気柵の効果的な設置が課題となっている。</p> <p>また、集落周辺の柿などの点在する果実について、局部的に防護することにより、集落への接近を防止する等、新しい試みにより防護を図る。</p>

- (注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町全体で鳥獣被害防止対策を推進するため、「新温泉町野生動物被害対策推進協議会」を設立し、個体数調整、被害防止対策、生息環境管理の総合的な対策を実施する。

1. 個体数調整

有害鳥獣捕獲班の人材不足を補うため、狩猟免許試験講習会の費用助成等を実施し、狩猟免許所持者の増加を図る。また、有害鳥獣捕獲を推進するため、移動可能な捕獲檻の購入や新たな捕獲柵の設置、既存捕獲柵の補修を行う。捕獲檻や捕獲柵の導入に当たっては、現在分布域が拡大しつつあるシカに対応できる規格とし、分布最前線区域を重点においた捕獲を実施する。カラス、カワウについては、捕獲効率を考慮し、銃器による一斉駆除を基本とするが、捕獲装置等の設置も検討する。

2. 被害防止対策

有害鳥獣の生態を学習し、誘引物の除去や周辺環境整備など、有害鳥獣の出没しにくい集落作りを進める。特に人間の生活圏に出没するクマ対策にあたっては、柿などの果樹の伐倒や屋外干しをしている果実を撤去するなど、住民自らの誘引物除去を推進する。過疎・高齢化により住民自らの対策が困難な地域では、隣接する集落と共同で取り組めるような体制作りを進め、住外対策ボランティアを活用した体制作りも併せて検討する。防護柵に設置にあたっては、イノシシ・シカ・クマ・サルなど複数の野生動物に対応可能な構造を基本とし、正しい設置と適切な維持管理に努める。

3. 生息環境管理

県民緑税を活用した野生動物育成林整備事業に積極的に取り組み、バッファゾーンの設置により集落周辺環境の整備を行う。また、放置された人工林の間伐を積極的に行い、野生鳥獣の生息環境としての森林の質の向上に努める。耕作放棄地については、牛の放牧の活用を検討し、野生鳥獣の新たな生息環境とならないよう努める。

4. 普及啓発

1～3の総合的な対策を円滑に進めるため、町の広報や文字放送などを活用し、野生鳥獣の生態やその対策について周知を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲作業は、新温泉町鳥獣被害防止計画に基づき実施し、新温泉町野生動物被害対策推進協議会の構成団体である新温泉町有害鳥獣捕獲班を中心に、各構成団体の協力体制のなかで実施する。

新温泉町有害鳥獣捕獲班は、兵庫県猟友会浜坂支部の会員から町長が依頼した者により組織し、捕獲作業を実施する。

新温泉町有害鳥獣捕獲班員の捕獲体制は、浜坂地域と温泉地域による活動区域を分け、捕獲推進を行う。

捕獲班員は、町内各自治会等と協力し、捕獲柵の維持管理に努め、特に法令違反の無いよう、各自治会等と十分な協議を行いながら、鳥獣の捕獲に努める。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 20年度	イノシシ・シカ	鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保（免許取得助成） 捕獲檻の導入 6基
	クマ	捕獲檻の導入 2基 探査機の導入 2基
	サル	捕獲檻の導入 2基
	カラス	捕獲檻の導入 2基
	アライグマ	捕獲檻の導入 2基 捕獲網の導入 1基
21年度	イノシシ・シカ	鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保（免許取得助成） 捕獲檻の導入 6基 捕獲檻（柵）の修繕 5基
22年度	イノシシ・シカ	鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保（免許取得助成） 捕獲檻の購入 6基、捕獲柵の補修 捕獲檻（柵）の修繕 5基

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

兵庫県が作成する、特定鳥獣保護管理計画との整合性を考慮しながら、地域の被害状況を勘案し、捕獲許可申請し捕獲を実施する。

イノシシは、町内全域を対象に実施する。県の管理計画には含まれていないので、現在被害が再び増加しつつある状況を勘案して、昨年実績の200頭を年間目標とする。

基本的な捕獲活動は、各集落に設置した捕獲檻により、地区と捕獲班が協力して捕獲に取り組むこととする。

シカについては、県の管理計画で年間16,000等であり、猟期を延長して捕獲頭数の確保に努めている。新温泉町では、平成18年度有害捕獲1頭であったものが、平成19年度は13頭となっており、頭数の増大が懸念されている。猟期明けの捕獲作業を強化して20頭を目標に実施する。

サルについては、はぐれサル被害であり、民家周辺での防除対策が中心となるため、主として追い払い活動を行い、特に悪質な個体については捕獲をおこなう。

クマは、兵庫県第2期ツキノワグマ保護管理計画に基づき、注意喚起、誘引物の除去、防御、追い払いの上、必要に応じて学習放獣(捕獲時に調査、計測、個体識別用マイクロチップを装着し放獣する)を前提とした捕獲を行う。但し、学習効果が無く再度被害を発生させる個体や、人身被害が切迫している場合には、捕殺処分を前提とした捕獲をおこなう。また、クマの捕獲においては、個体の保護のため、ドラム缶檻等専用の檻を使用する。

アライグマは出没確認により、捕獲網による直接捕獲を行う。出没の形跡があるが、目撃に至らない場合は、捕獲檻を設置して可能な限り全てについて捕獲することとする。

カラスについては、被害発生箇所である豚舎・梨園を中心に被害防除のため捕獲檻による捕獲を実施する。被害状況を踏まえ15羽を目標とする。また、必要に応じ、銃による一斉捕獲を実施する。

カワウについては、銃による一斉捕獲を基本に行う。生息数の減少を図る必要があることから、年間10羽を目標とする。

捕獲期間としては、通年被害があることから狩猟期以外の期間を有害鳥獣捕獲期間とする。

捕獲方法は、くくりわな、捕獲柵(檻)を基本に使用する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
イノシシ	200頭	200頭	200頭
シカ	20頭	20頭	20頭
クマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
サル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アライグマ	目撃したものは可能な限り捕獲	目撃したものは可能な限り捕獲	目撃したものは可能な限り捕獲
カラス	15羽	15羽	15羽
カワウ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕 獲 等 の 取 組 内 容

捕獲方法は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲方法とする。

イノシシ・シカについては、町全域で猟期以外の期間において可能な限り実施する。

被害地域である35集落に捕獲柵(檻)〔固定式捕獲柵46基、移動式捕獲檻38基(最終目標63基)〕を設置し、集落での管理のもと捕獲対策を実施する。捕獲時の止め刺しは捕獲班が行い、捕獲物の処理については地元集落が行う。(処理は、埋設処分とするが、処分できない場合は町施設により焼却処分する。)

基本的にイノシシを対象としての捕獲活動であるが、捕獲柵、捕獲檻ともシカと兼用となっているため、同時にシカ捕獲も行う。

有害鳥獣捕獲の実施予定時期は、狩猟期以外可能な限り実施する。特に、5月から10月までを重点実施期間とする。

カラスについては、被害箇所である豚舎・果樹園(梨園)に捕獲檻を設置して実施する。実施時期は6月から10月とする。

クマについては、町全域での取り組みであり基本的に追払いにより対処するが、果樹園等に付いた個体や民家周辺に居つくような個体については捕獲檻による捕獲を行う。実施時期は特に定めず必要に応じて行う。

サルについては、町全域での取り組みであるが、出没により実施するため期間は年間通じて行う。追い払いを基本とするが、特定の場所に何度も出没を繰り返す場合は、捕獲檻による捕獲を実施する。

アライグマについては、出没を確認したもの全てに対し捕獲対策を実施する。直接捕獲が可能な場合は、捕獲網での捕獲を行う。形跡はあるが、確認できない固体については捕獲檻による捕獲を行う。

カワウについては、捕獲班の銃による一斉捕獲により実施する。時期は、サクラマス・サケの稚魚放流時の3月頃に行い、放流魚への被害防止を図る。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町 全 域	シカ、カワウ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
イノシシ	1 畑地防護柵 (トタン、電気柵、金網柵) 3地域 2 営農・耕作集団が効率的に圃場を囲う防護柵 (電気柵) 3集団 3 集落連携広域的防護柵 (電気柵, 金網柵) 34集落	1 畑地防護柵 (トタン、電気柵、金網柵) 3地域 2 営農・耕作集団が効率的に圃場を囲う防護柵 (電気柵) 3集団 3 集落連携広域的防護柵 (電気柵, 金網柵) 34集落 防護柵の老朽化により、 補修を準じ行う。	1 畑地防護柵 (トタン、電気柵、金網柵) 3地域 2 営農・耕作集団が効率的に圃場を囲う防護柵 (電気柵) 3集団 3 集落連携広域的防護柵 (電気柵, 金網柵) 34集落 防護柵の老朽化により、 補修を準じ行う。
シカ	被害状況により検討する。	被害状況により検討する。	被害状況により検討する。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 20年度	シカ・イノシシ	被害防止対策知識の普及と啓発
	クマ	被害防止対策知識の普及と啓発 放任果樹園地の環境調査 緩衝帯（バッファゾーン）の維持活動 放牧を兼ねた緩衝帯（バッファゾーン）の試験実施 追い払い活動 学習放獣 放獣後の追跡調査
	サル	被害防止対策知識の普及と啓発 追い払い活動
21年度	全対象獣	被害防止対策知識の普及と啓発
	クマ	放任果樹園地の再整備（景観再編） 放牧を兼ねた緩衝帯（バッファゾーン）の実施調査 追い払い活動 学習放獣 放獣後の追跡調査
	サル	追い払い活動
22年度	全対象獣	被害防止対策知識の普及と啓発
	クマ	放牧を兼ねた緩衝帯（バッファゾーン）の実施調査 追い払い活動 学習放獣 放獣後の追跡調査
	サル	追い払い活動

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	新温泉町野生動物被害対策推進協議会
構成機関の名称	役割
たじま農業協同組合	営農関連指導（被害防止営農指導）
北但西部森林組合	林務関連技術指導（被害防止営林指導）
猟友会浜坂支部・有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲実施（個体数調整実施）
農会長会	有害鳥獣被害調査（現地被害調査実施）
新温泉町自治連合会	捕獲実施の住民への周知、被害報告
農業委員会	被害防止対策重点施策の検討
県立但馬牧場公園長	動物の識見者としての助言
鳥獣保護員	野生動物保護の立場からの助言

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県 美方警察署	住民の安全確保
兵庫県豊岡農林振興事務所	町の指導及び県鳥獣保護管理計画などの調整
兵庫県新温泉普及センター	営農技術普及推進、被害防止指導
兵庫県森林動物研究センター	野生動物対策の指導、クマ捕獲時の処置
野生動物保護管理事務所	クマ捕獲時の処置
傷病野生鳥獣搬入病院	野生動物の保護
岸田川漁業協同組合	内水面関連被害調査
上山高原エコミュージアム	自然の生体系を守り、自然と共生する実践活動

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害対策については、新温泉町有害鳥獣捕獲班で実施する。編成人数32名
平成21年度までに法第9条に基づく実施隊への移行を目指す。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

防護柵による有害鳥獣被害防止対策事業については、国、県の補助対象事業となるもののみ補助する。
事業実施にあたっては、各地区内で協議の整ったものから、緊急性を重視し、優先順位を決定し実施する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、町有害鳥獣捕獲班と関係自治会の協議により埋設処分するものとする。
ただし、町有害鳥獣捕獲班と関係自治会で処分できない場合は、関係者による持ち込みにより、新温泉町クリーンセンターでの焼却処分とする。この場合、町農林水産課及び住民生活課の承諾が無ければ処理できないものとする。
ツキノワグマ等については、兵庫県と協議し森林動物研究センターで学術研究の試料とする。

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。